

各県立病院の職員から寄せられた意見(追加分)

分類	意見等
経営形態などに関する意見	<p>独法化後の理事長が、今以上に「不合理・不条理なことにはメスを入れて正す、良いことは積極的に評価する」ことを「しくみ」として最初に確立し明示することで職員に安心感を与えることが大変重要。 努力した分だけ適正に評価される『しくみ』が確立されること」「公正・公平であることの安心感」があってはじめて「職員が希望を持って県民医療に尽力・貢献できる」と考える。</p>
	<p>独法化すると中期目標や中期計画の策定とその外部評価が必要でメリットとなるということがはっきりした。 独法化すると各医療機関の裁量権が大きくなり柔軟な対応ができるとのことだが、独法化したら現在の上層部が具体的に今までとどんな違うことを行うつもりなのか今から検討してもよいのではないかと。具体的な提案があり職員が納得できるものであれば独法化に対しての否定的な意見も少なくなると考える。 逆に自分たちで具体的な対策を打ち出せないのだとすると独法化してもメリットを生かすことができないと考える。</p>
	<p>現状の小児医療センターの診療体制や病棟・外来運営は、必ずしも効率的とは言い難い。また、診療科ファーストではなく、病院、利用者双方にとってメリットを生み出せる姿勢へ転換することが必要と考えられる場面をまだ多く見かけることがあり、これらを見直す良い機会と考える。</p>
	<p>独法化したら兼業可能とする制度やフレックスタイム制などを積極的に構築してほしい。 また、給与・昇進などの待遇は、能力実績重視の制度にしてほしい。例えば、診療報酬を算定できる認定資格などを取得した場合、給与に加算する仕組みを構築すべき。 さらに、薬品の購入などについても、弾力的な契約を柔軟に締結できるよう、制度を検討してほしい。</p>
	<p>4病院一体での独法化を検討中とのことだが、がんセンター、循環器・呼吸器病センターの抱えている問題と小児医療センター、精神医療センターの抱えている問題は異なり、目指すべき方向性も違うとのこと。 人材活用等で4病院一体という案になるのかもしれないが、2病院(がんセンター、循環器・呼吸器病センター)のみの独法化と4病院一体での独法化で、各々メリット、デメリットを洗い出し、検討したらどうか。</p>
	<p>現状、県立4病院所属の職員だけではなく、県立病院以外に勤務している同職種の職員にも独法化について周知し、県立病院への異動希望を募るべきである。 また、独法はトップの考えで全てが変わる印象が強く、不安が強い。 さらに、職場内でのトラブルについて、独法では解雇の選択肢もできるため「嫌なら辞めてもよい」と被害者側が損を被る風潮になるのではないかと不安である。</p>